

別表第1(第2条関係)

工事内容	
1-1	宅配ボックスを設置する工事
1-2	モニター付きインターホンを設置する工事
1-3	開閉や施錠などタッチレスで行える玄関ドアを設置する又は既設の玄関ドアをタッチレス玄関ドアに改修する工事
1-4	玄関脇手洗い器を設置する工事
1-5	タッチレス水栓器具を設置する工事

別表第2(第2条関係)

工事内容	
2-1	玄関ドアを閉めたままでも換気できる通風式玄関ドアや玄関に網戸を設置する工事
2-2	居室の換気をするための換気設備を設置する工事
2-3	感染が疑われる家族を隔離するためのステイルーム（室内に洗面台とトイレを設置する）工事
2-4	感染リスクを少なくするためトイレを1箇所以上増設する工事
2-5	抗菌・抗ウイルス機能のある建材へ更新する工事(内装材、手すり等)
2-6	住宅内に手洗い器を追加設置する工事
2-7	居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設の開口部に網戸を設置する工事
2-8	洋式便座を自動開閉式便座に交換する工事

別表第3(第2条関係)

工事内容	
3-1	テレワーク等を行うための防音に配慮した工事
3-2	居室等の一角にテレワーク等を行えるワークスペースを設置する工事

※県と協議の結果、変更になる場合があります。